

【規制基準について】

■騒音 特定工場等

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 (8～18) | 朝・夕 (6～8) (18～22) | 夜間 (22～翌日6) |
|--|-------|--------------|-------------------------|----------------|
| 【第1種区域】 第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域 | | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 【第2種区域】 第1・2種住居地域、準住居地域及びその他の地域 | | 60デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 【第3種区域】 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 | | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 【第4種区域】 工業地域 | | 70デシベル | 65デシベル | 55デシベル |

備考 学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホーム(第1種区域に所在するものを除く。)の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における規制基準は、上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。

■振動 特定工場等

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼間 (8～19) | 夜間 (19～翌日8) |
|---|-------|--------------|----------------|
| 【第1種区域】 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域及びその他の地域 | | 60デシベル | 55デシベル |
| 【第2種区域】 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 | | 65デシベル | 60デシベル |

備考 学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートルの区域内における規制基準は、上表の規制基準の値から5デシベルを引いた値とする。

■騒音・振動 特定建設作業

| | 騒音関係 | 振動関係 |
|---------|--------------------------------|--------|
| 基準値 | 85デシベル | 75デシベル |
| 作業禁止時間帯 | 1号区域 19時～翌日7時 2号区域 22時～翌日6時 | |
| 最大作業時間 | 1号区域 1日10時間以内 2号区域 1日14時間以内 | |
| 最大作業日数 | 連続6日間 | |
| 作業禁止日 | 日曜日及びその他の休日 | |

備考 1号区域とは、2号区域以外の区域をいう。
2号区域とは、工業地域(学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域を除く。)をいう。